

今月の経理情報

2006年4月

今回のテーマ： 同族会社の判定と留保金課税

平成18年4月1日以後開始事業年度より、同族会社の判定方法と留保金課税が見直しされます。

1 同族会社の判定方法

会社法の施行に伴い、同族会社を判定するときの基準に議決権等が追加されます。

現行の判定基準	3株主グループ以下の保有割合 > 50%
改正により追加される判定基準	・ 3株主グループ以下の保有割合 > 議決権・配当権等のある株式数等の50% ・ 合同会社などの持分会社の出資者が5人以下の場合

2 留保金課税

改正項目	改正前	改正後
対象法人	3株主グループ以下の保有割合 > 50%	1株主グループの保有割合 > 50%
留保控除額	つぎのうち、最も多い金額 ・ 所得等の金額 × 35% ・ 年1,500万円 ・ 資本金額 × 25% - 利益積立金額	つぎのうち、最も多い金額 ・ 所得等の金額 × 40% (資本金1億円以下は50%) ・ 年2,000万円 ・ 資本金額 × 25% - 利益積立金額 (変更なし) ・ 総資産 × 30% - 自己資本 (追加・資本金1億円以下のみ)
不適用法人	1) 中小企業新事業活動促進法の承認を受けた計画に基づいて事業を行っている中小企業者 2) 設立後10年以内の中小企業新事業活動促進法に規定する中小企業者 3) 前期の自己資本比率が50%以下で期末資本金1億円以下	1) 中小企業新事業活動促進法の承認を受けた計画に基づいて事業を行っている中小企業者

お見逃しなく!

1. 同族会社の判定基準に追加される議決権等の具体的内容については、改正後の政令を確認する必要があります。
2. 3株主グループから1株主グループに変更されるのは留保金課税の対象となる同族会社の判定のみで、他の行為計算否認などの規定を受ける同族会社の判定には影響しません。
3. 中小企業新事業活動促進法の承認を受けた計画に基づいて事業を行えば、留保金課税の不適用だけでなく、補助金の交付や低金利での融資などの支援策を受けることもできます。

中小企業新事業活動促進法の承認は、事業計画書などを添付した申請書を提出して行います。
具体的手続きについては、都道府県の担当部局、中小企業庁などで問い合わせることができます。